

平成 30 年 3 月 15 日

会員各位

重要

岐阜県グループホーム協議会
代表理事 井戸孝憲

体制届を必ず全事業所が提出する必要性について (予告依頼)

平素は、当協議会活動にご理解、ご支援いただき深く御礼申し上げます。
4月1日の介護保険改正が、国会の審議待ちになっておりますが、その中で身体拘束等の適正化という項目が示されております。

この部分においては、身体拘束廃止未実施減算 10%/日減算が示されております。
このまま法案成立しますと、システム上、体制届に実施と届を出さないと、減算になると想定されます。従いまして、全事業所が体制届の提出が必要となると考えます。

ただし、現況まだ法が成立していない状況であり、新年度の体制届の提出は4月1日を予定されているところです。但し、これも岐阜市ベースの見解であり、各市町村により相違があるやもしれませんし、また国会の進捗により変更もあるかもしれません。
従いまして、会員各位におかれましては逐次、市町村のホームページをご確認いただくくなり、該当市町村にご確認いただくようお願い申し上げます。

参考資料

厚生労働省 ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000192302.pdf

社保審－介護給付費分科会 第 158 回 (H30.1.26) 参考資料 1

平成 30 年度介護報酬改定における 各サービス毎の改定事項について
184～194 ページ 認知症対応型共同生活介護